# 社会環境調查(八戸市)

### 1調査の目的

「青森県青少年健全育成条例」(昭和54年12月制定)の目的である青少年の健全育成を阻害する社会環境の浄化を図るために、青森県が、青少年を取り巻く有害な社会環境の県内一斉調査を実施している。

#### 2 方法

調査は、青森県青少年健全育成推進、条例に基づく立入調査員が行った。八戸ついては青森県青少年健全育成推進八戸地 区連絡協議会の60名が、それぞれの地区内における社会環境について調査した。

また、同結果に基づいて八戸市少年相談センターでも調査を実施した。

#### 3調査期間

- ○平成28年6月20日~11月 4日まで(書店、コンビニ等)
- ○平成28年6月20日~12月16日まで(個室カラオケ営業店)

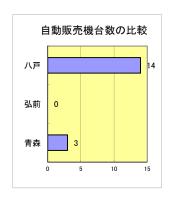
### 4調查対象

- (1)有害図書類収納自動販売機
- (2)有害図書類取扱スーパー等
- (3)有害図書類取扱書籍店
- (4) ビデオレンタル・販売店
- (5) ビデオテープ自動貸出機
- (6)コンピューターソフト・CD-ROM販売店
- (7)個室カラオケ営業店

#### 5 調査結果の概要

- (1) 有害図書類収納自動販売機
  - 〇 年次別

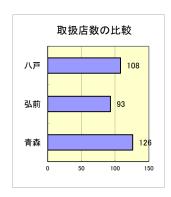




### (2) 有害図書類取扱スーパー等

〇 年次別

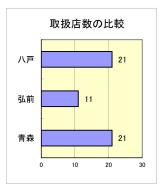




## (3) 有害図書類取扱書籍店

〇 年次別





# (4) ビデオレンタル・販売店

〇 年次別



# (5) 自動貸出機

〇 年次別



## (6) パソコンソフト・CD-ROM販売店

〇 年次別



## (7) 個室カラオケ営業店

〇 年次別

